

再付託に関する事例について

県名	件名	最初に付託した		再付託した		再付託した理由
		年月日	委員会名	年月日	委員会名	
福井	平成28年度福井県一般会計補正予算（第1号）	28.9.21	予算決算特別委員会	28.10.11	予算決算特別委員会	知事の本会議での発言を受け再度協議するため
茨城	予算関係議案	—	各常任委員会	—	予算特別委員会	予算を総合的に検討し、予算審査の一体性を確保するため（再付託することを例としている）
山形	全ての議案（請願を除く）	—	各常任委員会	—	予算特別委員会	予算審議の一体性、総合性を確保するため（平成24年2月定例会まで）

（平成21年7月1日～平成29年6月30日：全国都道府県議会議長会調べ）

【再付託とは】

委員会の審査又は調査を経て委員会報告書が提出された事件を本会議で審議した結果、委員会における審査又は調査が不十分であるとして、もう一度委員会に付託して審査又は調査させることをいう。（地方議会運営事典）

標準会議規則47条「議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。」